

# 告 示

## 埼玉県告示第四百四十五号

測量計画機関である三芳町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年二月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

三芳町

### 二 作業種類

公共測量（基準点測量）

### 三 作業地域

入間郡三芳町大字藤久保地内

### 四 作業期間

平成三十年一月二十二日から平成三十年三月二十三日まで